

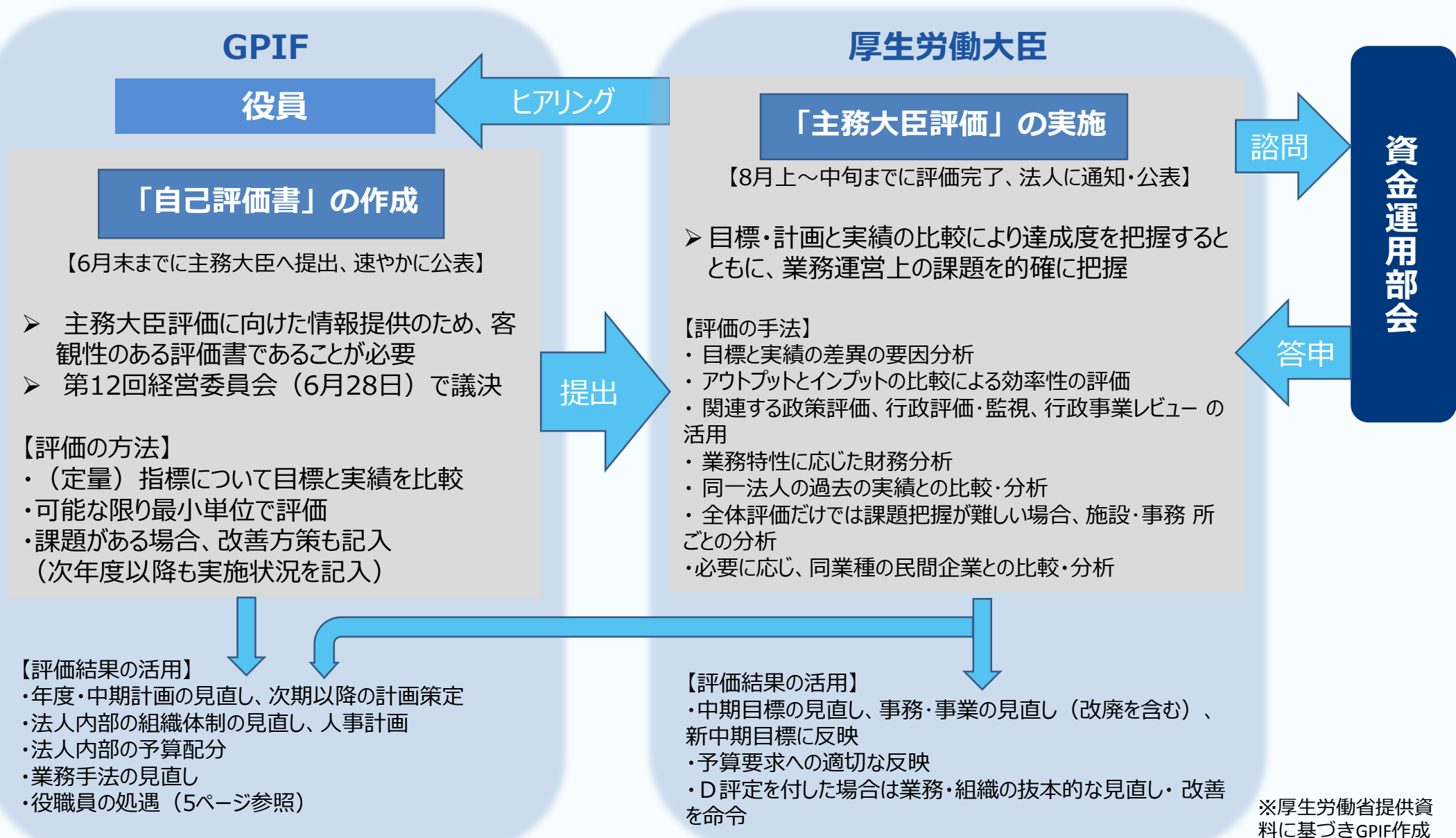
平成29年度業務実績評価について

年金積立金管理運用独立行政法人

平成30年 6月18日



GPIFの業務実績評価の実施方法



独立行政法人評価の実施方針及び考え方

■平成30年度独立行政法人評価（年度評価）の実施方針について

<法人の自己評価>

- 「主務大臣が行う評価のための情報提供に資する」観点から、評価指針や前年度の主務大臣評価の結果を十分踏まえて評価を行うこと。
- 自己評価をA評価以上とする場合には、その根拠として、目標に対する「成果」と言えるものを明確に説明すること。

■独立行政法人の評価の考え方

<個別の評価区分（評価指針）の意味>

評価区分 = S, A, B, C, Dの5段階評価。「B」を標準とする。

◆S = 中期計画における所期の目標を「量的及び質的」に上回る

※「顕著な成果」とは…定量的指標がある場合→**達成度120%以上 + 質的に顕著な成果**

定量的指標で評価できない項目は、S評価は原則なし

◆A = 中期計画における**所期の目標を上回る「成果」**が得られている

※「成果」とは…定量的指標がある場合→中期計画（又は年度計画）の**達成度120%以上**

定量的指標で評価できない場合→所期の目標を上回る**「成果」**を明確に示す必要

◆B = 中期計画における**所期の目標を達成**している

（定量的指標においては、中期計画（又は年度計画）の100%以上120%未満）

◆C = 中期計画における所期の計画を下回っており、改善を要する

（定量的指標においては、中期計画（又は年度計画）の80%以上100%未満）

◆D = 中期計画における所期の計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

（定量的指標においては、中期計画（又は年度計画）の80%未満、又は主務大臣が必要な措置を命ずる必要がある場合）

独立行政法人評価の実施方針及び考え方

■独立行政法人の評価の考え方

<主務大臣による「A」評価の判断ポイント>

- 1 定量的指標がある場合 →【原則】中期計画（又は年度計画）の達成度120%以上
 - （1）定量指標が（すべて）達成度120%以上の場合
→基本的にA評価だが、目標設定の考え方の明示や、目標値の妥当性の検証も必要。
 - （2）複数の定量指標のうち一部のみ達成度120%以上の場合
→基本的にA評価とはならず、A評価とする場合は、指標の重要度・優先度・難易度の検証や、質的（定性的）な「成果」の説明などが必要。
- 2 定量的指標がない場合
→【原則】所期の目標を上回る「成果」があると言える根拠、理由を明確に示す必要
 - （1）参考指標などの実績値を用いて「成果」を説明する場合
→基準となる実績値の設定等に関する考え方がわかりやすく示されていることが必要
 - （2）質的（定性的）な「成果」の説明
→明確な基準はないが、「アウトプット」（法人の直接的な活動結果）のみでは、「成果」が不明確とされやすい。可能な限り「アウトカム」の説明が求められる。
- 3 難易度を考慮した評価の引き上げ
 - ・中期目標策定時に、難易度を設定しておくことが必要。
 - ・評価時に、難易度を理由に評価を引き上げる場合は、その根拠の具体的説明が必要。

（平成30年5月 政策評価官室提供資料より抜粋）

(参考) 独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の算定ルール

- 厚生労働大臣による業務実績評価は、評価対象年度以降の法人の業務運営の改善に資することを目的とするほか、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等を目的としている。
- 以下のとおり、厚生労働大臣による業務実績評価に基づき決定される「業績勘案率」を用いて役員（常勤）退職金の算定（※）が行われる。

■「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成27年3月24日閣議決定）
 主務大臣は、独立行政法人の業績評価に応じて「0.0～2.0」の範囲内で、役員の退職金の算定に用いる「業績勘案率」を決定することとされている。

（※）退職手当は、常勤役員の退職時の俸給月額、在職月数及び業績勘案率等により決定される。

【支給算式】 $\text{退職時俸給月額} \times 12.5 / 100 \times \text{在職月数} \times \text{業績勘案率} \times 83.7 / 100$ （注） （注）国家公務員の退職手当支給水準引き下げ措置に準じた減額率。

○ 業績勘案率の算定方法（法人の長等の場合）

中期目標期間の全ての個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする。（小数点第二位を四捨五入する。）

また、中期目標期間の途中における退任等により中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする。（小数点第二位を四捨五入する。）

【例】仮に平成28年度業務実績評価（厚生労働大臣評価）を基に法人の長等の「業績勘案率」を算定した場合は以下とおり。

（※在職期間を平成28年度1年間とした場合の年度評価の評定を用いて算定）

【平成28年度業務実績評価（厚生労働大臣評価）】

A評定の数＝2、B評定の数＝10（全項目数12）

$$(1.5 \text{点} \times 2 + 1.0 \text{点} \times 10) / 12 = 1.1$$

Aの点数 Aの数 Bの点数 Bの数 全項目数

【評定換算表】

個別評価項目の評定	評定に対応する点数
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- なお、上記の外、役員給与規程第10条第3項の規定により、厚生労働大臣による業務実績評価の結果を考慮し、役員（常勤）の特別手当（賞与）を増減することができることとなっている。

（平成30年5月 政策評価官室提供資料に基づきGPIF作成）

社会保障審議会 資金運用部会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
井 上 隆 いの うえ たかし	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
○植 田 和 男 うえ だ かず お	共立女子大学教授・東京大学金融教育研究センター長
臼 杵 政 治 うす き まさはる	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授
大 野 早 苗 おお の さなえ	武蔵大学経済学部教授
河 村 小百合 かわ むら さゆり	株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員
神 作 裕 之 かん さく ひろ ゆき	東京大学大学院法学政治学研究科教授
熊 野 明 子 くま の あき こ	全日本自動車産業労働組合総連合会中央執行委員
◎神 野 直 彦 じん の なお ひこ	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
徳 島 勝 幸 とく しま かつ ゆき	株式会社ニッセイ基礎研究所年金研究部長
朽 原 克 彦 とち はら かつ ひこ	日本商工会議所理事
原 佳奈子 はら かな こ	株式会社T I Mコンサルティング取締役
平 川 則 男 ひら かわ のり お	日本労働組合総連合会総合政策局長
安 浪 重 樹 やす なみ しげ き	安浪公認会計士事務所代表者
四 塚 利 樹 よつ づか とし き	早稲田大学大学院経営管理研究科教授

(平成29年12月22日現在、五十音順、敬称略)
(◎は部会長、○は部会長代理)

平成29年度業務実績評価（案） 1/4

※下線はA評価とする主な実績及び取組み

事項	評価項目	27年度 自己評価→大臣評価	28年度 自己評価→大臣評価	29年度 自己評価（案）	重要度	難易度	自己評価理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I-1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標	B→B	B→B	B	○	—	①各資産ごとのベンチマークに対する超過収益率：<u>4資産中2資産（国内債券、外国株式）がプラスの超過収益率を確保。</u> ②複合ベンチマーク収益率との比較：資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりもベンチマーク収益率の低かった短期資産が平均的にオーバーウエイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産配分要因が－0.36%となった結果、全体では－0.37%。 ③各運用受託機関等の運用状況：毎月1回、報告を受けるとともに、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど適切に管理を実施。 ③運用受託機関の評価方法：平成29年11月、定性評価及び定量評価に基づく総合評価から、<u>定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを実施。</u> ④平成29年10月1日から経営委員会及び監査委員会を設置。 ⑤経営委員会は平成29年度に8回開催。業務方法書、中期計画及び年度計画、管理運用方針等の重要事項の議決を行った。 ⑥監査委員会は、平成29年に8回開催。監査委員会の運営に関する事項等の議決や管理運用法人内における課題について審議。
	I-2 リスク管理	B→B	B→B	B	○	—	①資産全体：資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、バリュアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを実施。 ②<u>フォワードルッキングなリスク分析として、ポートフォリオ全体のリスク管理システム搭載の仮想シナリオによるストレステストを実施。</u>資産構成割合やリターンへの影響について分析。 ③リバランスに係る配分・回収について、リスク分析及びパフォーマンス分析を実施。 ④各資産：各種リスク管理数値を把握し、問題発生の有無や対応措置の必要について確認。債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に際して、信用リスク分析により当該緩和に伴う影響を検証。 ⑤各運用受託機関及び各資産管理機関等：ガイドラインを示し、遵守状況及び運用状況等をミーティングにおいて確認。
	I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A→A	A→A	A	—	—	①アクティブ運用：<u>4資産中3資産（国内債券、国内株式及び外国株式）において超過収益を獲得。</u> ②アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、<u>運用制約の緩和（永久債、無格付債、バンクローンへの投資、フルインベストメントと集中投資制限の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を実施。</u> ③アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化とセルフガバナンス向上を目的に<u>本格的な実績連動報酬体系を平成30年4月から導入することを決定。</u> ④平成29年4月にオルタナティブ資産に係る運用機関の公募を実施。<u>インフラストラクチャー分野において2ファンド、国内不動産分野において1ファンドを新規に選定し投資を開始。</u> （次ページへつづく）

平成29年度業務実績評価（案） 2/4

事項	評価項目	27年度 自己評価→大臣評価	28年度 自己評価→大臣評価	29年度 自己評価（案）	重要度	難易度	自己評価理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I -3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A→A	A→A	A	—	—	⑤運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始。<u>伝統的4資産全てにマネジャー・エントリーを拡大。</u> ⑥外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からMSCI-ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後)のサブインデックスによるパッシブファンド(地域別パッシブファンド)の運用を開始。 ⑦平成29年9月に行われた政令の改正を受け、<u>LPSへの直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定し</u>、関連規定を業務方法書に新たに追記する準備を実施。 ⑧平成29年10月のGPIF法において、追加されたインハウスでのデリバティブ取引について、<u>先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指数先物</u>を取り入れること、及び必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反映の準備を実施。 ⑨選定を進めていた国内株式のESG指数について<u>2社3指数を選定し、同指数に連動するパッシブ運用を開始。環境(E)に関して、グローバル株式を対象としたベンチマーク指数の公募を実施し、11社から15指数の応募。</u>
	I -4 透明性の向上	A→B	A→B	B	○	—	①国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、ホームページ(トップページ)の改修を実施。 ②業務概況書及び各四半期の運用状況の公表について<u>公表日を前倒し</u>し、透明性の向上を図った。 ③<u>平成29年度広報戦略を策定</u>し、広報の方向性を明確化した上で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施。 ④SNSを活用し、Twitter公式アカウントでは、GPIFによる長期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、<u>フォロワー数が昨年比約2.7倍の22,653</u>に。Youtube公式チャンネルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家としてのGPIFを紹介する映像及採用PR映像等を掲載。 ⑤ESG投資を中心とする<u>講演・シンポジウムへの役職員の登壇を国内外で58回実施</u>。ホームページ上にGPIFのESG投資に関する特設ページを新たに設けた。平成29年度に全国紙に掲載されたESG投資に関する全国紙の新聞記事は27年度比で4倍。 ⑥平成29年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表。第1～3回の検証(イベントスタディ)を総括した内容を著名な証券アナリストジャーナル(2018年2月号)に寄稿。 ⑦四半期ごと及び業務概況書公表時に<u>広報効果測定を実施</u>。広報に関する幅広い取組みの結果、同調査でGPIFについて「信頼できる」と回答した人の割合は、平成28年7月の17.7%から、平成30年2月は27.7%まで上昇。

平成29年度業務実績評価（案） 3/4

事項	評価項目	27年度 自己評価→大臣評価	28年度 自己評価→大臣評価	29年度 自己評価（案）	重要度	難易度	自己評価理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I-5 基本ポートフォリオ等	B→B	B→B	B	—	—	①基本ポートフォリオを検証し、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要がないことを確認。
	I-6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A→A	A→A	A	—	—	①平成29年6月、運用受託機関向けの「 <u>スチュワードシップ活動原則</u> 」及び「 <u>議決権行使原則</u> 」を策定し、初めて原則として運用受託機関に対する期待を明文化。 ②運用受託機関に対して、両原則とGPIFの考えを説明、対話を実施。コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、 <u>長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた</u> 。 ③平成29年5月のスチュワードシップ・コード改訂を受け、 <u>同年8月に改訂版コードへの賛同を表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を更新</u> 。 ④平成29年10月、投資原則において、 <u>スチュワードシップ責任を果たす活動の対象を株式投資から全資産に拡大</u> し、その具体的な取組としてESGを明記。 ⑤運用受託機関とは <u>双方向のコミュニケーションをベースにしたエンゲージメントを実施</u> 、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため、 <u>企業向けアンケートを実施</u> 。より幅広い企業の意見をヒアリングするため、アンケートの対象を前年までのJPX日経インデックス400から <u>東証一部上場企業に拡大</u> 。 ⑥「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、企業から得られた要望事項を「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用。 ⑦「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催し、海外アセットオーナーフォーラムとの活発な意見交換をGPIFにおけるESGの取組み方のあるべき方向性の議論に活用。
	I-7 管理及び運用能力の向上	B→B	B→B	B	—	—	①オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理システムを積極的に活用し、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーの多角的な計測、仮想シナリオに基づくストレステスト、 <u>センシティブティ分析に基づく資産構成割合への影響度分析等を実施</u> 。 ② <u>リスク管理システムに搭載の仮想シナリオによりストレステストを実施</u> するとともに、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実。 ③インハウスでのデリバティブ取引について、直接利用可能なデリバティブ取引として <u>先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物</u> を取り入れること、及び、必要な人員体制を整備すること、ならびに業務方法書への反映実施。 ④専門的な人材等の受け入れに当たって <u>早出遅出勤務制度の見直しを行い</u> 、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるような環境を整備。

平成29年度業務実績評価（案） 4/4

事項	評価項目	27年度 自己評価→大臣評価	28年度 自己評価→大臣評価	29年度 自己評価（案）	重要度	難易度	自己評価理由
	I-8 調査研究業務	B→B	A→B	B	—	—	①「運用会社のビジネスモデルについて」及び「人工知能(AI)が運用に与える影響について」の調査研究、並びに「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測」に関する大学との共同研究を実施。 ②年金運用等に関して優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その活動を振興するため、2016年度にGPIF Finance Awardsを創設。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けた。2017年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は23名。引き続き、我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献。
業務運営の効率化に関する事項	II-1 効率的な業務運営体制の確立	B→B	B→B	B	—	—	①情報管理部への情報管理体制の一元化や、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務の企画部への移管及び経営委員会事務室、監査委員会事務室の新設など法人に必要な人員配置及び組織編成等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備。 ②オルタナティブ資産と伝統的資産の情報を合算した帳票作成機能の構築。 ③主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ対策機能を有する電子会議システムを導入し、一層の業務のペーパーレス化を実施。
	II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減	B→B	B→B	B	—	—	①経費節減及び契約の適正化について適切に取組実施。
	III-1 財務内容の改善に関する事項	B→B	B→B	B	—	—	①節減目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的に運用。
	IV-1 その他業務運営に関する重要事項	A→B	B→B	B	—	—	①コンプライアンスに関する規程の改正(金融事業者が主催する会議、講演等への対応、倫理規程における利害関係者の範囲の拡大) ②業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を実施。業務フロー図の整備状況等が有効かつ適正に行われたことを確認。 ③情報セキュリティ対策は、eラーニング(2回)を実施。多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施(5回)。法人ネットワークシステムにおいて、第三者によるセキュリティ診断を実施し、セキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの評価。
	総合評定	B	B	—	—	—	